

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 建設業者の変更登録
被害農林漁業者に対する経営資金の融通にか
かる特別被害地域の指定
- ◇選管告示 政党、協会その他の団体の収支報告書の
公表
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公告 鳥取県警察官採用試験合格者

告示

鳥取県告示第八十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定
による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和
三十五年二月十日変更登録した。

昭和三十五年三月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
（ほ）第四九五号 昭三三、四、一一 株式会社久松水道工業所

（新）鳥取市庖丁人町二九の二 加藤 良一
（旧）吉方町二二八の一

（へ）第六〇八号 三四、一二、二六 大内土木株式会社

（新）鳥取市片原四丁目一三一 岡田 義夫
（旧）豆腐町二四の一〇

鳥取県告示第八十七号

昭和三十四年七月から九月までの天災についての天災による農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令（昭和三十四年政令第三百号）第五条の二の規定に基づき、次のとおり昭和三十四年七月から九月までの天災による被害農林漁業者に対する経営資金の融通にかかる特別被害地域の区域を指定する。

昭和三十五年三月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

農業関係	区分	都市名	市町村名	旧市町村名又は開拓地区名	特別被害地域
一般農業者	鳥	東	八	岩倉	鳥
		鳥	取	美吉	取
鳥	鳥	東	鹿	八	岩倉
		鳥	取	美吉	取
宇倍野開拓地区	矢	山	南	古	浦
		山	南	古	浦
上野開拓農業協同組合の区域	関	堀	明	今	大
		堀	明	今	大

林業関係	開拓者
東	西
伯	伯
郡	郡
東	東
伯	伯
郡	郡
東	東
伯	伯
郡	郡
大	大
山	山
守	守
全部の区域	全部の区域

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による政党、協会その他の団体又はその支部の収支に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十五年三月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

漁業関係	境西東気岩	美郡	美郡	成以	大字牧谷の区域
	港伯伯高	郡	郡	富	全部の区域
	市郡郡郡			美西	大字の区域
	境淀名赤泊青気	美町	美町	村	大字の区域
	港江和碕谷高	市町町村町	町	村	大字の区域
	市町町村町			村	大字の区域
	余淀御赤	来	谷	津	大字の区域
	子江	碕	村	岩	大字の区域
	屋	屋	村	代	大字の区域
	村町町	村	村	後	大字の区域
	村	村	村	富	大字の区域
	村	村	村	村	大字の区域
	中竹野内	の淀	字部	大岩	全部の区域
	野内	淀	夏八	字部	全部の区域
	の淀	御赤	泊	大岩	全部の区域
	区江	来碕	泊	大岩	全部の区域
	域	屋	水	大岩	全部の区域
			の区域	大岩	全部の区域
				大岩	全部の区域

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

一 種類 政治資金規正法第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書

二 期間 昭和三十四年七月一日から昭和三十四年十二月三十一日まで

三 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附の総額	一件五百円以上の寄附の総額	支出の総額	一件千円以上の支出の総額	一件五百円以上の支出の総額	報告書受理年月日
全日本農民組合鳥取県連合会	10,100円			16,650円	1,000円		昭和三五、一四
鳥取県徳安後援会							一、一四
日本共産党伯西地区委員							一、一四
民有林振興協会鳥取支部							一、一四
清交俱樂部							一、一四
鳥取県労働組合協議会							一、二八
全日本自由労働組合鳥取県支部							一、一四
鳥取県医師連盟							一、一四
日本社会党鳥取支部							一、一四
鳥取県農政同志会							一、一八

一〇三二	生住均
一〇三八	円山義幸
一〇〇四	柏木幸治
一七	延田竜男
一〇三四	湯浅伍郎
一〇一六	稲田清志
一〇二八	遠藤正知
二六	吉田康夫
一〇〇二	加藤忠義
一〇	宮脇誠
一二	西井保夫
六〇	三ツ井武美
三四	中川治憲
一五	西垣隆之
一〇一四	浜辺日出雄
五	坂本宏道
二七	藤井篤
五一	坂口喜雄

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町 印刷所 鳥取県鳥取市東町

(以上二〇人)